

全建事発第 099 号  
令和 7 年 12 月 17 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
会長 今井 雅則  
〔公印省略〕

### 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和 6 年 6 月に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同改正法のうち、著しく低い労務費等による見積及び変更依頼の禁止、受注者による著しく短い工期及び原価に満たない額による契約締結の禁止などの規定が、令和 7 年 1 月 12 日から施行されたことに伴い、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」が一部改正されました。

同日以後に行われた不正行為等については、改正後の基準により監督処分が実施されることとなり、その旨、国土交通省より通知（別添）がありました。

つきましては、本基準の改正内容及び法令遵守の徹底への一層のご配慮について、貴会会員企業の皆さんに周知賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

別紙 国土交通省通知文

（担当）事業部 三浦  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp